

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 午前中で回ってくるとは思っておりませんでしたけれども、時間を効率よく進めていきたいと思っております。ことしも残すところわずかになりました。本当にあっという間の1年が過ぎようとしています。執行部の皆さん、また町民の皆さんにおかれましても、年末年始を控え、慌ただしい日々をお過ごしのことと思っておりますが、どうぞ気温の変化が厳しい中、体調管理にも気をつけていただければと思います。昨日、うちの息子も娘も、そして奥さんも風邪をひいて、きのうはずっと息子と2人で家におりましたけれども、本当に体調管理、頑張っているにもかかわらず風邪はひきますので、不摂生がないように努めていきたいと思っております。また本議会は、改めてネット中継もされておりまして、町民の皆さんが聞いている、見ている、そういった意識で質問を進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

まず1点目の質問であります。幼稚園預かり保育をやめないで。本町では、他市町村に先がけて幼稚園での2年保育、給食提供、預かり保育を実施してまいりました。町行政の皆さんには、町民に丁寧に説明をしてほしい。また町民や子供たちの視点で判断をしてほしい。そういった思いも込めて質問をいたします。1点目に、12月1日から各幼稚園での土曜預かり保育が4園から2園実施に統合をされました。職員が確保できないというのが理由とされましたが、子供の視点、保護者への配慮が足りないと感じております。これについては町長、教育長の新たな方針なのかお答えください。

2点目に、保護者からは今後や次年度以降、この預かり保育がどうなっていくのかという、さらなる不安の声があります。今後は、子供や保護者へ配慮した対応をしてほしいがどうか、お答えください。

3点目に、幼稚園教諭だけでなく、保育士など、有資格者の臨時職員または嘱託職員が人手不足であるというふうにも感じております。今後どのように対応するかお答えください。以上、3点。まず一問一答で行きたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 まず1点目の幼稚園預かり保育をやめないでの（1）についてお答えいたします。幼稚園教育保育において、土曜日の預かり等を実施し、幼稚園教育及び保育の充実を図る方針に変わりはございません。しかしながら、預かり保育の職員について、予定の人員が確保できない状況、また園ごとの土曜日の預かり保育希望園児数に多寡が生じている状況があります。その対応策として、土曜預かり保育を2園に統合することにより、園児数に適正となる職員配置とシフト勤務を行うこと、それによって円滑な預かり保育への実施の対応であることをご理解いただきたいと思います。なお、実施については、対象となる保護者の皆さんへ事前にご意見を伺いながら、その後に全体の説明会、そして今月からの実施となっていることとさせていただきます。

（2）でございます。次年度の土曜預かり保育については、基本的に各幼稚園で実施できるように取り組んでおります。

（3）であります。平成31年度に向けて臨時職員等賃金改定や処遇改善を図り、人材確保に努めているところでございます。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは再質問を順次していきたいと思っております。今の1点目の質問ですけれども、答弁の中に方針として変わりは無いというご答弁がありました。しかしながら、以前に同内容の質問が議会の中でもされておりまして、そこは平成28年3月議会で当時の教育長が答えておりますけれども、通常で園を分けて保育を行うことはないというような答弁がされているわけです。先ほど別の課題でも答弁と内容が違うという指摘がされましたけれども、その当初から、この幼稚園教諭に関しては不足をしていると、延長保育、土曜保育をする段階から不足しているということが指摘をされています。そういったことであれば、この平成28年3月当初から、できるだけ採用をふやして不足を補うと、そういった対策が非常に必要だったんじゃないかなど。今後にも必要になるというふうには理解してはいるのですが、これを年度途中で統合というふうには踏み切ったというのは方針転換なのかなと思いたしましたので質問しました。その点についてはどのようにお考えかお答えください。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 金城郡浩君 ご質問の件ですけれども、まず最初に、途中でこういった形になったことについては、我々も非常に苦慮したところで申し訳なかったと考えております。今回、統合という形を進めましたのは、保護者、それから子供たちへの視点が足りないわけではなくて、まず一番最初に大切にしたのは、子供たちの安心安全、それから健や

12月14日（第2号）一般質問

かに子供たちを育てていくための環境を維持するということが1つ目の一番大切な視点でございませう。我々、今回統合に準備した時間は、いきなり準備したのではなくて、事前に夏休みごろから、なかなか人間が確保できないということもあって、どういうふうにすれば子供たちの環境を守れるかということも園のほうとも相談してまいりました。実際、人間の確保、急務ということでもいろいろ手続をしてはいたんですけども、現状として、近隣市町村も含めて保育園、幼稚園の先生方の奪い合いになっているという状況があって、なかなかそれを急に充実させることができないということもあって、こういう手続になっただけですけども、1つ目には、子供たちの安心安全、それから健やかな環境を維持するために、まず保育の人材を確保する必要があると。そこで足りない部分について、土曜保育による部分で、人材を確保するということも考えているわけですけども、この考え方について少し説明させていただくと、週5日の勤務に対して土曜日も含めて6日の勤務という形になった場合に、土曜日に勤務した先生方が平日週休の振替日が来てしまうと。余剰人員というんですか、そこ人間がかわるための臨時職員、それから加配の先生が十分でない、そこにあきの部分が出てしまうために、先生たちはクラスを維持することができなくなってしまうので、クラスの子供たちをさらに各クラスに分けたりということも、預かり保育を実施しないといけないということでもいろいろ苦慮しているところもございました。そこを安心安全の部分に欠けるということもございまして、今回、土曜日に園を統合することで、先生方は同じく保育に必要な部分は両園から派遣しますので、子供たちの安心安全も確保しながら、その充実を図っていきこうということも実施したものであるということもご理解いただきたいと思っております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。配慮が足りないという強い言葉に対して、今部長のおっしゃっていた答弁は非常に理解もできますし、そのような背景があったんだなと、改めて安心するところなんです。配慮してこのような結果になっていると。しかしながら、今私が指摘をしたいのは、今言った部長の答弁のような配慮が保護者にはどこにも見られないわけです。伝わっていない。なぜかといいますと、今夏ごろから検討してきたとおっしゃいましたが、保護者に対する通知は10月18日付の説明会の実施とあわせての案内文書が、しかも園の先生から子供を経由して紙が1枚来ただけです。これについては、もう既に文書の中で土曜預かり保育を開始しますというふうに記載をされています。説明会を開く以前に土曜預かり保育が前提となっている、そのようにも読み取れるわけです。そういうことからいくと、保育園の先生に聞いてみると、もう決まっていますよと、説明会の開始以前からですね、そのような回答でした。やはりこれでは、今部長がおっしゃったような丁寧な説明が保護者にちゃんと伝わっていれば理解はできますし、説明会にも集まっていると思っておりますけれども、もう実施が前提になっている、そういった誤解を生んでしまった。これが事実だと思います。そういったことでいくと、やはり説明をしっかりとやってほしい、冒頭に申し上げましたけれども、そのように求めたいと思っておりますが、今後も含めて、流れをどうお考えかお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 この土曜預かりの開始についての文書についてですが、まさに議員がご指摘のとおり、手順が、もうあたかも決まったような受け取り方をされたということについて、非常に反省をしております。申しわけございません。先ほど答弁したように、我々はやりませうとの説明会ではなくて、今後、当事者の事情を説明して、こういった場合には対応していただけますかというようなことを大事に説明をしながら、段階を踏んで取り組んでいくというのが筋でございませうので、今回のような、順番が逆になったようなとり方をされるのは、これは反省をして、もし次からまたそういったことが必要なときは、きちんと手順を踏んで、誤解のないような進め方を行ってまいりますので、ご理解いただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 是非ともですね、今のように、この保護者ですとか、もちろん行政側の、先生方を守りたいと、その体調も含めて、子供たちの安心安全につながるんだということも私も理解できますし、ですけども、やはり私としてはその職員の確保、非常に厳しい中においても努力をしていただきたいと。また一方で、子供たちの視点で考えると、年度途中で保育の環境がかわるわけなんです。先生がかわるだけではなくて、友達関係もかわっていくわけなんです。また保護者からすると預かり保育が土曜日もあるというふうに変化した、その前提条件が変わってしまう。また定額だったとしても、費用を払って提供しているサービスが変わることになります。それがその文書内に申しわけありませんがとあ

12月14日（第2号）一般質問

っても、手渡しですらない文書で、決定事項であるかのように通知される。そのようなことはやはり丁寧さを欠くというふうに指摘せざるを得ません。ある保護者から話を聞くと、土曜保育をやめられたら困るから、その説明会では意見が言えなかったと。やっぱり保育園のほうに安心だったのかなというような声も聞かれました。その点については、先ほど教育長からあったように考えるところはあると思いますが、先に答弁をいただきましたので、しっかり配慮をして今後も進めていただきたいと思います。

次に2点目の質問に移ります。答弁では、次年度については基本的に各幼稚園で実施できるように取り組むというところですが、次年度ももちろん心配ですが、まずは今、現在環境が変わった子供たちにどう配慮をするのか、その受け入れをする園側についてはどのように気を遣っているのか。それについてお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 受け入れの園についてもそうですけれども、今回12月1日に土曜預かり保育を実施しました。数字のほうを説明させてください。今回12月1日が初めての土曜日預かりで、南風原幼稚園が9名、北丘幼稚園が6名で、南風原幼稚園のほうで15名の預かり保育を実施しています。津嘉山幼稚園が23名、翔南幼稚園が4名で、津嘉山幼稚園のほうで27名の預かり保育を実施させていただいています。それから12月8日、南風原幼稚園で7名、北丘幼稚園で9名、南風原幼稚園のほうで16名の保育をさせていただいています。津嘉山幼稚園で23名、翔南幼稚園で3名、津嘉山幼稚園のほうで26名の預かりを実施させていただいているんですけれども、この預かりの保育におきましては、我々のほうでは北丘幼稚園から南風原幼稚園のほうに子供を預けるときに、人数が少ないからということで片一方の先生方を派遣しているわけではなくて、北丘の先生方も南風原のほうに担当の先生方が行っています。十分に保育ができるようにということで、午前から1日で3名の先生方が当たっているんですけれども、同じく津嘉山幼稚園のほうでも翔南の先生が預かりのほうに参加をしています。子供たちが安心できるようにということで、その辺の心がけも含めてやっているわけですが、受け入れる幼稚園が、先生方が津嘉山だけで、それから南風原だけでやっているということではなくて、そういった受け入れ側の体制も整えながら、さらに先生方同士にセーフティネットのための緊急、それから子供たちの特性とか、その辺の話し合いも事前に研修した形で預かりを実施しているということになります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 万全の体制で行っていただきたいと思います。今、人数の件でお話がありました。南風原幼稚園のほうでは、土曜保育というのは前の月に申し込んでやるのでずっと同じ子がということではないと理解していますのであれですが、私も津嘉山幼稚園を見に行きました。そうしたら津嘉山幼稚園、先ほど答弁にもあったように、23名と、4名とか3名とかという大きな人数の差があるわけですね。ただでさえ環境が違いう中で、津嘉山の子供たちとは遊ばなかった、遊ばなかった、要するに子供にとっては大きく環境が変化したというような言葉も聞きました。そういったところでは、やはりそこも含めてですね、今は万全の体制ということでありまして、子供の視点にどう立つかと、保護者の視点にどう立つかということをしっかり忘れないように注意をして行ってほしいと思います。その点、そのような理解でよろしいですか、お答えをお願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的には万全の体制ということで準備をさせていただいております。それから子供たちにおいては、我々も先生方のほうにこういった形で少ない園から大きい園のほうに来たときの、子供たちの対応とか、いろいろ心理的な部分はどうだろうかということも話し合い、それから聞かせていただきました。津嘉山幼稚園のほうでは、子供たちが新しいお友達ができるということで、非常に張り切って園のいろんなところを案内してみたり、それから遊具とかいろんなものを譲ってあげたりとか、非常に積極的におもてなしをしていると。それから我々の、幼稚園の専門家の話でも、少ない人数で保育をするよりも、一定の量の人数でやったほうが子供たちの発達、それから健やかな環境ということが言えるだろうということで、少ない人数よりも一定規模の人数のほうが、本来子供たちの能力の発揮につながるということで、このような形は我々が意図してこういう形にしたわけではないんですけれども、この結果が非常にいい方向に作用するのではないかとということも話されていきました。その辺についてはちょっとつけ加えておきます。

以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 形や体制を整えるだけではなくて、やはり実際に現場にいる子供た

12月14日（第2号）一般質問

ち、そしてその状況を見きわめながら今後も対応していただきたいと思います。私も見に行ったとはいっても、最初から最後までずっとつきっきりでいたわけではありませんので保育の中身についてはわかりませんが、今部長の答弁を聞いて少し安心もいたしましたので、別の質問にかえたいと思います。

今後や次年度ということ、次年度については各幼稚園で実施できるようにということですが、2園にこの合同保育を統合したことによって、したけれども、だからといって教職員の、また臨時職員のシフトないし、状況、環境が全て整えられたというふうには私は思いません。年度途中であったとしても、今後のことを踏まえて、この幼稚園教諭の採用について検討していくべきだと思うわけですが、次年度に向けた採用、また今年度中の採用についてもなくなってしまうのか、合同保育でやったから必要なくなったとそういう理解なのか、十分間に合ったという理解なのか、つまり幼稚園教諭の採用、この年度末に向けて、そして次年度以降についてなくなる、もしくは減る、そういったことがないのかどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 この辺については、当然、先生方のシフトがうまく回らないというところもあって、そのきっかけがあったということは説明しているわけですから、十分、人間の確保にはこれからも力をいっぱい発揮していきたいと。我々のほうとしても有資格者の先生方だけではなくて、OBの先生方も含めていろいろお話をさせていただいたり、いろんな機会、知恵を使って人間の確保には傾注していきたいと考えています。今後、今年度もそうですけれども、次年度も処遇改善も含めて人間が応募しやすい形の環境をつくって、人材の確保に努めていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回の人材確保から来た理由に見えるわけですが、いろいろ子供たちの教育環境について配慮されたということもご答弁いただきました。しかしながら、次年度も各幼稚園で実施できるように取り組むという答弁の中でいただいていますけれども、現時点で、今回の措置は今年度に限ったものなのか、それとも次年度、申込数、預かり保育がどうなるかわかりませんが、これによって減る可能性もあります。土曜日合同になったことによって、それでは預けられないと減る可能性もあります。そういった申し込み人数によっては以後、合同保育になっていくのか。土曜日から、さらに午後の預かり、そういったところまで広がっていかないかという懸念が寄せられていますので、そうならないのかどうか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 基本的な部分でご質問されていると思うんですけれども、最初の方針の変更はございませんという答弁のとおり、この保育、教育の部分の充実に向けては精いっぱい努力していると。これは当然、それが少しいろんな影響があって人数が減ったからということで、全部統合とかということを考えているわけではありません。教育の現場として、きちんと維持すべきところは維持していくということは死守しないといけないと思いますので、特に各園に教育のための施設がしっかりあるわけですから、それに十分子供たちが募集していただけるように、説明のほうもこれからまたいろいろ工夫しながら、人員確保には努めていきたいと。先生方の確保も含めて、子供たちの教育保育の部分については、我々もいろいろ心を砕いてというんですか、いろいろな説明をしながら保護者に誤解のないようなところもやっていくんですけれども、まず人間の確保も含めて、全てにおいて正常な形で教育保育ができるように整えていきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回、こういった措置によって、次年度の預かり保育の前提が変わってしまって、保護者もそう受け取りかねないという懸念が今後あります。是非とも、今回非常に苦肉の策として実施された合同保育であるという理解ですので、次年度以降、そういった誤解も含めて、招かないような措置をしっかりとっていただきたいと思います。

次に3点目の質問に移りたいと思います。やはり保育環境に対する苦肉の策というところで、一番大きな課題は職員の確保だと思います。先ほど資格者以外という話もありましたけれども、確実に有資格者の人手が足りないという中で今回のことが実施されると理解をしています。去る過去の議会の中では、幼稚園教諭の担任、全部を職員化していくというようなことも指摘が過去の議会ですけれども、そもそも幼稚園担任の正職員化は実現したのかどうか、そういったところについてお答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今、非常に努力しているところではありますが、今完全に正職

員化には至っていません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 幼稚園の職員採用、正職員採用試験もあると思います。これは募集定員に足りていないんですか。それともその募集定員よりも来たけれども、採用には至らなかった職員がいる、そういった理解ですか。今、状況がちょっとわかりませんので、やはり担任を正職員化すると以前に言っているけれども、これも達成していない。これはたしか、ちょっといつの議会だったかあれですけども、そういったことも答弁されています。これもなぜできていないのか。その市場というか、採用状況を踏まえてなぜそうなのとお答えいただきたいと思います。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 毎年募集をして1名ずつ採用をしていっている状況でございます。去年も、それからことしも募集をして、これからその辺の発表というんですか、採用に向けて取り組んでいるところです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ちょっと足りない中で正職員化すると言っておきながら、職員募集はしているけれども1名しか採用していないというところが、効率的な職員採用という視点ではわかりますけれども、現状やると言っていることができていない中で、なぜそういう採用の仕方になっているのか、ちょっと理解に苦しみます。定年される方々もいる。今、労働状況ではいろんなところで奪い合いになっているという一方で、採用は控えている。これではちょっと環境が改善する、採用の努力がなされているというふうには感じないわけですけども、その前提として違うんじゃないかなと思います。その辺、もう一度答弁をお願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ただいまの質問については、正職員の観点ということから総務で答弁したいと思います。まず、これまで幼稚園、保育所を含めてクラス担任は正職員化するということが基本は変わりませんが、その当時から段階的に進めていくと。人件費が多くなるとほかの行政サービス需要にも影響してくることから、人件費については段階的に、計画的に進めているということで、今年度1人、次年度も計画的に1人、段階的に採用していくという方針は変わりありません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 じゃあそれだと大きく変わってきますけれども、職員を採用するかしないかというのは行政の内部の計画であって、ここで正職員化すると、議会でも答える、町民にも示す、なのに職員採用は控える。それでは、じゃあこれはいつになったら達成するんですか、この計画でいくと。定年される人もいる、現在いろんな市町村で奪い合いになっている。臨時職員も有資格者がいる。それなのに職員は一人ずつ、これ行政職の計画はわかりますけれども、内部の計画と外に示す公約とサービス提供と、平成28年度時点から食い違っているわけですよ。これについてはどのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 以前からもクラス担任は正職員化を目指すという方針であります。現段階でも変わりありません。ただ、この進め方が一気に全員をやるということはこれまでも答弁しておりません。段階的に手順を踏んで、クラス担任を正職員化していくという方針は変わりありません。

○8番 照屋仁士君 いつ達成するか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時33分）

再開（午前11時33分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 毎年クラス担任は採用しております。ですから段階的に正職員化を目指していくということでありまして、また以前の計画よりも4歳児クラスの増とか、クラスの増がありまして、段階的に進めていくということは変わりありません。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時34分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 退職は、現在は若い職員がありまして、最近では退職者不補充ということではなくて、採用増と、1増ということで、増員ということで採用をしております。

す。  
○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。  
○8番 照屋仁士君 以前まで担任が正職員じゃなかったのを職員化するという事は非常にいいことです。このような約束をされたということは非常に前向きに捉えますけれども、また今増員しているということも非常にいいことだと思いますが、今の計画で、この増員していく計画で平成28年度にも足りない、正職員化もする、結局達成しますかということですか、私が聞こうとしているのは。私は達成して、さらにプラスアルファというのをこの後、提案したいんだけど、今時点で達成をしていないのに、これが達成する見込みがありますかということを知りたいんです。それについていかがですか。

○議長 知念富信君 総務部長。  
○総務部長 宮平 暢君 現在、幼稚園の教育については、教育委員会、また民生部においてさまざまな検討がなされております。ですから単純に正職員化だけではなくて、今後いろんな方策を含めて十分に人材が満たされるような検討をしている段階であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。  
○8番 照屋仁士君 じゃあ、今の答弁では担任を正職員化と言ったけれども、いつ達成するかわからないと、そういう答えですか。お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。  
○総務部長 宮平 暢君 お答えいたします。まず、クラス担任、今、欠とかあります。が、補充だけではなくて、さまざまな検討をしております。認定こども園とか、今いろんな検討をしている中で、今後どういったことがあるかということ、今ここであと何名で足りませぬということ、差し控えさせていただきたいと思っております。いろんな計画を検討している段階でありまして、また段階的に毎年1人ずつ増員をして、クラス担任の正職員化は図っておりますということをご理解いただきたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。  
○8番 照屋仁士君 当然、計画行政は理解しますが、やはり約束したことは達成する、そのように向けて進んでいるというのがわからないと町民は納得できないと思っております。ちょっと教育部局に移しますが、現在、何クラスあって、何クラスの方が臨時職員で担任されているか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 学校教育課長。  
○学校教育課長 野原 学君 現在、担任ですが、21クラス中10人が臨時職員となっております。失礼しました。追加で説明します。産休代替も含めて10人が臨時職員となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。  
○8番 照屋仁士君 なかなか産休代替も含めてということですが、目標達成にはかなり難しいという状況です。少なくとも今1人ずつの採用でやっただけでも11年かかるわけですね。単純に計算するとですよ、いろんな条件はありますが、やはりそういうところでいくと、先ほどの子供たちに対する配慮、教育環境の充実と言う前に、担任ですら臨時職員となっているという状況も考慮しないといけないと思っております。具体的には預かり保育の際にも、臨時の保育士、臨時職員が見ていながら、正職員も残ってちゃんと管理しているというふうに理解しています。預かり保育も含めて、抜本的に正職員の数についてもふやすなり、努力をしていかないといけないというふうに感じますが、教育部局はどのようにお考えですか。

○議長 知念富信君 教育部長。  
○教育部長 金城郡 浩君 我々のほうとしても保育の実施の状況、それから方策についてはいろんな知恵を絞って取り組んでいかないといけないと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。  
○8番 照屋仁士君 是非ともですね、答えた答弁ですから、目指すべき形、実現しない案は逆に保護者の皆さんに不満や不安を与える。是非実現に向けて教育部局も取り組んで、人件費の要求もしていただきたいし、執行部においても計画行政とはいえ、実現を前提にして取り組んでいかないと、今で実現の可能性がだんだん見えなくなっていくと、将来何を信用するのかという話になりかねませんので、その辺、今後また取り上げていきたいと思っております。時間がありませんので、次に行きたいと思っております。

○議長 知念富信君 学校教育課長。  
○学校教育課長 野原 学君 済みません、先ほどの答弁に補足いたします。21クラス中、産休、それから病休も含めて職員数は17人配置されております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。



12月14日（第2号）一般質問

○8番 照屋仁士君 ちよっと休憩いいですか。

○議長 知念富信君 休憩します。

休憩（午前11時41分）

再開（午前11時43分）

○議長 知念富信君 再開します。学校教育課長。

○学校教育課長 野原 学君 先ほどの答弁を訂正させてください。21クラス中4人が臨時職員を充てております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 趣旨は、担任は正職員化すると、ここでも示している。示しているけれども達成に向かっているかというのが不安である。やはり示したからには達成に向かうような採用、または人員配置をお願いしたいということです。よろしくお願いします。次に進めたいと思います。

南部水道企業団の問題はどうなったであります。去る6月議会の花城清文議員、当時を初め、何度かこの議会でも取り上げられました。また今後、南部水道議会でも取り上げられるものと考えますけれども、町民の皆さんから問題の詳細や責任の所在についてどうなったんだという不満の声が私にも寄せられております。新聞報道以前から町のこれまでの対応は評価しています。町長も就任直後の南部水道理事会でアドバイザー会議から出された提言書の遵守を申し入れたと去る議会でも答弁をされています。それから半年が経過しました。その後の進展も含め質問いたします。

(1) 縁故採用や給与飛び級などと新聞報道がなされました。多くの町民に不信を与えました。その後、問題の原因究明や再発防止、そもそも詳細や責任の所在が明らかにされておられません。その後の進展はどうかお伺いします。2点目に、アドバイザー会議からの提言もなかなか全ては実現しそうにはありません。議会への報告もされていないと聞いております。町はどう考えるかお答えください。3点目に、この問題をしっかりと説明責任を果たしていくために第三者委員会の設置をしていただき、客観的な調査や検証を行うことで、南風原町、八重瀬町の両町民に説明責任を果たしてはどうかと提案しますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。4点目に、町民に不信を与え、長期間にわたり問題が解決できないという観点、また今後の適正な水道行政を考えるためにも南部水道企業団からの離脱も含めた調査ができないかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項2点目の南部水道企業団の問題はどうなった。(1)についてお答えします。南部水道企業団の労使双方で、この間、団体交渉を重ねてきておりますが、いまだ合意には至っておりません。

(2) についてであります。アドバイザー会議からは2回の提言を行いました。提言内容については、理事会及び議会へ報告をしております。その提言を受けて、南部水道企業団、企業庁を中心に適切な取り扱いが行われるべきだと考えます。町としては、適切に対処するよう指示をしております。

(3) についてお答えします。一義的には第三者委員会は南部水道企業団において設置の必要性が議論をされるべきだと考えております。

(4) についてお答えします。南部水道企業団の町移管については、平成20年4月に南城市、当時の旧大里村が離脱した際の事例から、行政区で水道管を分離して切り離す工事費の全額負担や不要な管が発生した場合の企業債の繰り上げ償還の負担、または分離により新たに必要となる施設等の整備に要する費用、遠方監視制御装置の新設費用、各種システム導入費用等、多種にわたる費用の発生が予想されます。これらの調査に係る委託費及び職員配置が必要となることから、慎重に検討をする必要があると考えております。以上であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この問題いろいろ、何度もありますけれども、そもそもですね、まず1点目から行きますけれども、合意に至っていないというような進捗であります。労使間の問題ですので、いつかということまではわかりませんが、次のないし、次以降の南部水道議会において、または私たち派遣議員以外の議員、そしてまた両町民、これには説明しないといけない、されないといけないというふうに考えます。そのように町も求めるし、その前提として町に説明がないといけないと思いますが、必ず説明がされると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 一番最初の、(1)でお答えしましたように、この問題について  
ページ(7)

12月14日（第2号）一般質問

は、アドバイザー会議のほうで2回にわたって提言を行いました。その内容については経緯も含めて、南部水道企業団の議員、そういう機会を設けて説明をしています。その内容に沿って、問題解決については企業団当局と職員間で、その問題についての話し合いをして、合意に達して、一日も早く解決する必要があるというふうに提言もしております。当然その内容については、その経緯も含めて、広く議員もおっしゃった町民の皆さんにも、議員の皆さんにも企業団以外の議員の皆さんにも、当然、内容については適宜報告をすべきだというふうに町としては認識をしております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず、なぜその前提で聞くかといいますと、前回の6月議会での花城清文議員の質問から見ると、見方によってはこの問題は向こうの問題であって町は関係ないというふうにも見えるものですから、そういう問題認識ではないと。町としてもやはり事実解明に、これまでも努力されてきたわけですよ、根本的に。だから今後も求めていくし、これをちゃんと町民にも明らかにしていく。それを求めていく姿勢に変わりはない。このような理解でよろしいですか。

次に2点目に移りたいと思います。まず、このアドバイザー会議からの提言内容ですけれども、私も提言書を取り寄せてみました。その中で2回提言を出されていますけれども、まず3月31日付の提言書の内容でいくと、抜粋しますと、求めているのは1点目に企業庁の給与の引き下げ、2点目に参事職の廃止と職務表の条例化、3点目に給与の是正と条例、規則の適用。総括としては、今回の問題に反省することは、弁解の余地なしということで、法令遵守と情報公開と共有、労使職員間の信頼確立をしてくれというふうに読み取れます。また平成29年6月13日の提言書には、給与訂正に誤解釈があったと。労使協定の現段階では合理性がなく、給与月額の見直しを求めると。3点目に、過払い金の返済をしてくれと。総括として、信頼回復と町民及び関係者に説明をしてくれというふうに総括をしています。提言内容については、先ほどから申し上げますように評価をします。しかしながら、何が実現していて何が実現していないか、ちょっとわかりにくいし、情報もありません。私の抜粋内容に誤りがあれば、それも含めて回答をしていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 答えいたします。まず1回目の提言書の内容について、今ご指摘がありました企業庁の給与の引き下げ、2つ目に参事職の廃止と職務表の条例化、そして3点目に、給与是正と条例の規則の適用、この3点については、1回目の提言については、企業団当局と職員間のほうで合意に達して改正が、給与の見直しが行われているというふうに報告を受けています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 じゃあ、今、私が申し上げた抜粋内容はおおむねそのとおりであり、1回目の提言書の3つについてはほぼ解決しただろうと。しかしながら、その総括した内容、2回目の提言書の内容については未解決であると、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 答えします。はい、そのとおりです。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 わかりました。なかなか状況が、いろんな資料を見ても読み取れないものから確認をいたしました。それを踏まえて3点目に移ります。

非常に長期間にわたって問題がなかなか進まない、先ほど労使間の協議というの、既にことしの3月時点で決裂をして、それ以降話し合われていないと、そういう状況にない。またその中でも説明ないし、問題の責任の所在についても明らかにされていないというふうに伺っています。アドバイザー会議の提言書1を見ると、恣意的な意図や不正の事実はないと。給与事務、条例の認識不足というふうに判断をしていますけれども、この両町民への不利益、不信について、責任は誰にもない。そういう考え方ですか。やはり責任はどこかにあるというふうに考えているのか、どちらなのかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 答えいたします。この問題が発生して、アドバイザー会議で2回にわたり提言をいたしました。今、ご指摘がありました、じゃあどこに責任があるのか、どういうふうに、誰がどう責任をとるのかということの質問については、これについてはアドバイザー会議の中で歴代の企業庁あるいは当時の総務部、いわゆる決裁をする立場にあった職責の、当時の担当者、現職も含めてヒアリングをしました。これらの提言書



12月14日（第2号）一般質問

の中でも報告していますが、その給与問題について、条例規則の解釈が誤った解釈がされていたということで、アドバイザー会議の中ではヒアリングをした結果、そういう結論に至りました。いわゆる申請はなくて、本当に条例規則の解釈を誤って理解していたために、そういうことが起こったと。いわゆる飛び級であり、在級1年を満たさずに昇級をさせてしまったとか、本当にこれは条例規則を読めばそういうことはできないことになっているが、しかし、残念ながらそういうことが起こっていたということで。そういう、いわゆる文書を偽造したとか、あるいは申請がなかったということであれば地公法、あるいは、これは企業団には、本町にある分限審査委員会というのが当時はなくて、現時点で整備したかどうかは確認していませんが、そういうものに照らして、いわゆる地公法でいう分限事項には当たらないというふうに理解しました。ですから今の、じゃあどうするんだということについては、これは提言では、これは私が報告したようにまとめましたので、それを受けて企業団がこの報告を受けて、どういうふうに対処するかは、これは企業団が判断すべき内容だと思っています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この行政、本町もですね、みずからその調査をして、問題を指摘することは評価をします。しかしながら、提言内容が実現をしていない。そもそもその提言以外にも、詳細や責任の所在がわからない。そういったことでは町民の不信や不満に比べられるものではないのではないかと思います。そういう中で、第三者委員会を設置するよう促すとか、当然企業団の中の問題だと思いますよ。説明責任は向こうにあると思います。ただ、それを管理、監督するとか、委託している、構成している町が言ったからうちは責任を果たした。これではちょっといけないんじゃないかなと思います。今までの取り組みは評価しますが、実際これがなかなか進んでいない、これが一番の問題だということに思います。そういったところでこの不信が拭えないと、やはり町民も安心できない、そういった観点で質問していますが、改めてその説明責任をどのように果たすのかお願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 責任をどうというふうにとるかという、その以前の問題が進んでいないというのが現状です。双方の言い分がかみ合わない、お互いの交渉が現在も平行線で進んでいると、これが解決しない限り、次の、例えばこの問題の責任はどこにあるのか、あるいは再発防止問題についてはどうするんだとか、やっぱりそれは段階を踏んで進めないとこの問題は先に進まないという理解をしています。これまで、もうあれから、平成29年からですから、やがて2カ年経とうとして、まだ入り口のスタートラインにすら立っていない、そういう状況ですので、今ご提案のありました、アドバイザー会議というのはあくまで企業団の、当時の企業庁から給与問題についての、内容についての確認というんですか、点検について依頼を受けていますので、そこまで踏み込んでやるのであれば、やっぱりこれはアドバイザー会議ではこれ以上はどうしても踏み込めない領域ですので、今提案のあった第三者委員会、あるいはもっといった別の組織ですね、そういう権限を持った判断のできる第三者委員会が解決の近道なのかなと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 特に私は、副町長に責任を言っているわけではありません。求めるべきは求めて、やはり町民に説明するという観点から、行政も今言ったような第三者機関はどうかと、町が直接設置できるのかどうか、私も条例上よくわかりませんが、とにかく示す必要があるという観点で提案をしました。是非とも町民に説明責任を果たせる方法をご検討いただきたいと思っています。

4点目ですけれども、ちょっと視点を変えます。離脱も含めた調査ということですが、県内ほかの市町村では、上水道はそれぞれ単独で運営をしています。また水源についても、現在はほとんど断水もなく安定的に運用されています。広域行政のメリットも約2.5倍の面積の八重瀬町とは得られるのかどうか疑問があります。財産を分けることによって、大里が分離した事例もあります。現体制でメリットがあると、示せる根拠があるかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。今、メリット、デメリットの、メリットの話ですが、これについては、今、給与問題が硬直化してしまって、全く進展のない中で、まず課題を一つずつ解決して、この反省を踏まえて今の質問の分離が妥当なのか否か、それについては議論する、手順としてはそういうふうにするべきだと思いますので、今、メリットがというのについては、まだそこまでは議論をしておりません。

12月14日（第2号）一般質問

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この課題は非常にもやもやしていますが、両町ともに、新しい町長のもと、改めるべきは改め、この問題は是非両町民に納得できる形でおさめていただきたい。最後に町長の見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 答えいたします。私のほうも平成30年の8月に最初の理事会といひますか、それがございまして、その段階で、先ほど仁士議員もお話しなさっていましたが、この給与問題に関しましてはなるべく早めに解決をして、住民の皆さんに説明できるようにお願いをしたいということで申し上げたことです。去る11月の中旬でしたけれども、非公式な席でございましてけれども、企業庁に是非労使間話し合っ、お互いの関係を尊重しながら早目に解決をしてくださいということをお願いしたわけでございます。その中で、我々理事としましては、この企業団の健全な運営に対して責任があるということございまして、また地方公営企業法の中にも業務の執行に関して指示をすることができるといふ1条もございまして、そのあたりを八重瀬町長とも協議をしながら、今の企業団の課題解決に向けて話し合っ、いきたいということ打ち合わせしているところでございます。その中で八重瀬町のほうは副町長と総務課長の人事がありまして、かわったものですから、そのあたりをまた再度お互い話し合っ、現状も確認しながら進めていきたいと思いますところを話し合っしているところです。いずれにしても、副町長のほうから答弁がございましてなかなか進捗していないということもございまして。同時にまた、実際それが又聞きの部分も少々ございまして、これをしっかりと企業庁あるいは次長あたりから現状は一体どうなっているんですかということを確認する必要があるだろうと、私はそう思っ、お願ひしておりますので、そのあたり八重瀬町長とも歩調を合っ、委員おっ、しゃるよう企業団のほうはしっかりと住民の皆さんに説明責任を果たせるよう指導をしまっ、たいと考へてお願ひします。以上です。

○8番 照屋仁士君 よろしくお願ひします。以上で終わります。